

●自動火災報知設備の設置基準のフローチャート

<令別表第1>

- 5項イ（旅館、ホテル）
- 6項イ（病院、診療所）の内、入院施設のあるもの（有床診療所）に限る
- 6項ハ（6項ロ以外の老人福祉施設等）の内、利用者を入居させる又は宿泊させるものに限る
- 16の2項（地下街）に掲げる防火対象物の部分で、5項イ並びに6項イ、ハ（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）に供されるもの。

